

審議会等の会議結果報告

1. 会議名	第11回津市総合計画審議会
2. 開催日時	平成20年1月30日(水) 午後1時30分から午後5時まで
3. 開催場所	津市役所本庁舎8階大会議室A
4. 出席した者の氏名	(総合計画審議会委員) 村澤忠司会長、阿部 勲委員、生川介彦委員、今井幹雄委員、内山則夫委員、大窪久美子委員、大田武士委員、岡野茂樹委員、柏木はるみ委員、木下美佐子委員、小泉忠子委員、杉田勝哉委員、中山大容委員、西川正志委員、畑井育男委員、濱野 章委員、前田洋明委員、別所千万男委員、矢沢 祥委員、水井悦雄委員、吉田 壽委員 (事務局) 宮武市長公室長、中西防危機管理室長、長谷川総務部長、橋本市民部長、吉岡環境部長、大市健康福祉部長、正次商工観光部長、岡農林水産部長、横山建設部長、稲垣下水道部長、上杉水道事業担当理事(兼)水道局次長、森田消防次長、谷中三重短期大学事務局長、黒宮教育委員会事務局次長、立松都市計画部次長、渡瀬市長公室次長、野呂まちづくり計画担当参事(兼)政策課長、石井まちづくり計画担当副参事、伊藤まちづくり計画担当副参事、森谷財政課財政担当主幹、下里財政課財政担当副主幹、澤井政策担当副主幹、辻岡主査、長井主査
5. 内容	1 津市総合計画前期基本計画試案について 2 答申のとりまとめについて 3 その他
6. 公開又は非公開	公開
7. 傍聴者の数	0人
8. 担当	市長公室政策課政策担当 電話番号 059-229-3296 E-mail 229-3101@city.tsu.lg.jp

・議事の内容 下記のとおり

<事務局>

皆さま、本日はお忙しいところ、ご出席いただきまして、ありがとうございます。大変、お待たせをいたしました。ただいまから、第11回津市総合計画審議会を開催させていただきたいと思っております。

本日は、公務の都合によりまして副市長が欠席させていただいております。審議会の開会にあたりまして、市長公室長の宮武から一言、まずごあいさつ申し上げます。

市長公室長

失礼いたします。きょうは、副市長が急な公務が入りました関係で代わりに御挨拶させていただきます。本日は、これまでのいろんなご論議を踏まえ、前期基本計画に

ついて御審議いただきますが、どうぞよろしくお願ひしたいと思います。

また、会長におかれましては、委員の方のとりまとめを、こちらはスケジュール的には最終回となっておりますが、何もこれだけで、これで論議するだけではございませんので、これから答申をいただいて、これから、また議会にもかけてまいりますし、パブリックコメントも含んでまいります。そういったことも踏まえて、一つのこの計画策定を考えております。一応、一つのスケジュール単位では最終審議となっておりますので、よろしくお願ひいたします。

<事務局>

なお、本日は関係部長も出席させていただいております。財務部長は公務により出席できておりませんが、よろしくお願ひをしたいと思います。

それでは、審議会のほうを進めさせていただきたいと思ひます。まず、本日の委員の方々のうち、欠席の連絡をいただいてみえる委員の皆様、北村副会長様、それから井坂委員、川西委員、川端委員、櫻井委員、須山委員、竹林委員、若浪委員、若林委員、この9名様につきましては、本日ご欠席との連絡をいただいております。

それでは、さっそく議事のほうに移らせていただきたいと思います。本日の審議会につきましては、前期基本計画試案、これにつきまして全体会議としてご審議をお願ひをするわけでございます。1月の上旬から中旬にかけて、それぞれ2回、分科会を開催していただきまして、ご審議をお願ひいたしました。

本日の資料といたしましては、これら市におけます、ご意見、ご提言をいただいております、それに対する対応表、修正の案でございますが、ご意見に基づき修正をさせていただきました箇所、これを「津市総合計画前期基本計画試案（修正版）」として、お手元に用意をさせていただきました。この修正版につきましては、先般各分科会において頂戴をいたしましたご意見に基づく修正、それから各地区の地域審議会、こちらからもご意見、ご提言をいただいております。また、市議会からもご意見、ご提言、さらにこの基本計画につきましてのパブリックコメント、これもいただいております、そのような総合的に検討いたしました修正案ということでございます。

なお、この検討修正箇所、かなりの箇所がございました。できましたら、きょうの前に事前に送付をさせていただくということが本来ではございますが、大変手間取りまして、本日の配付ということになりました。大変ご迷惑をおかけしますが、よろしくお願ひをしたいと思います。

後ほど、この修正内容につきまして、担当から説明をさせますので、よろしくお願ひをいたします。ご説明をさせていただいたのち、この前期基本計画試案の最終確認ということで、内容についてのご審議をお願ひをいたしまして、この試案にかかる審議のまとめをお願ひしていききたいと思います。

それから、その次に、基本構想試案並びに前期基本計画試案の審議を済ませていただきますと、いよいよ当審議会としての答申をまとめていただくという作業をお願ひするわけでございます。この点につきまして、またのちほどご協議をお願ひしたいと考えております。

それでは、ただいまから、津市総合計画審議会条例第6条の規定によりまして、会長が議長ということでございます。会長に議事の進行をお願ひをしたいと思います。

会長、よろしくお願いいたします。

村澤会長

委員の皆さま方、お忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。きょうは、先ほどの説明にもありましたように、まあ一応の最終回ということですね。基本計画試案をまとめるということで、ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

それでは、本日の会議の成立状況についてまとめますと、委員30名のうち、現在21名の方が出席していただいております。9名の方が欠席ですが、津市総合計画審議会条例第6条第2項の規定により、会議の開催条件の「過半数の出席」を満たしておりますことから、ただいまから、第11回津市総合計画審議会を開催させていただきます。よろしくお願いいたします。

なお、本日の会議録署名委員の指名をさせていただきます。この件につきましても、前回に引き続きまして名簿の順で本日は、前田委員、水井委員の両名の方に署名をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、事項書に従いまして進めていきたいと思っております。本日は、先ほどの司会者の説明にもありましたように、関係部署の部長が出席いただいております。ただ、業務の関係から、あまり長時間おつきあいがいただくことも非常に難しい問題も出てきますから、時間の配分を次のようにして議論を進めていきたいと思っております。

事項書の「第1項 津市総合計画前期基本計画試案について」これについて、ただいまから審議いたしますけれども、時間的目処として、だいたい3時半ぐらいには審議を終了したい。なお、本日の審議にあたりましては、分科会でかなり審議してもらっていますから大きな修正はないと思っておりますけれども、「この点について、関係部長にお聞きしたい」という箇所があれば、ぜひ、ご回答いただきたいと、このように市のほうをお願いしておりますから、その辺の所も踏まえて、ご質問していただければと思っております。

それが、だいたい3時半に終わりますと、第2項の「答申のとりまとめについて」これについては委員のほうで、いろいろご意見あるかと思っておりますから、この時点で一応、ご用のある関係部署には答えていただくということで、ご了解いただきたいと思います。そのような時間配分で進めさせていただきます。

それでは、第1項の「総合計画前期基本計画試案について」の議論に入りたいと思っております。これにつきましては、先ほどもお話ししましたように分科会でかなり議論をしていただいております。修正箇所、あるいは要望、そういったことがかなりの数にのぼっております。それについて、各班、三つの分科会がございましたけれども、一応、事務局のほうに記録してもらっておりますから、それに対してどういう具合に修正を加えたり、あるいは対応するのかと。そういったことを先に説明していただいて、それが終わってから一括して、その配付されております修正版を、各章、節ごとに検討すると。そういうような方法で進めさせていただきます。

よろしいでしょうか？

(「はい」の声あり)

それでは、そういう手順で進めさせていただきます。

それでは、まず第1分科会「美しい環境と共生するまちづくり、安全で安心して暮らせるまちづくり」の分科会から順番に、それぞれ議論していただいた意見とか提言をいただいておりますから、これらについて、担当していただいた事務局の方から説明をしていただきたいと思います。よろしくお願いたします。

<事務局>

では、すいません。ただいまから、お手元の資料に基づきまして、1番目の分科会、2番目の分科会、そして3番目の分科会、そして最後に全体でご審議をいただくということで、あらかじめご意見を頂戴しております項目についてまとめましたので、この順番で進めさせていただきますと思います。

まず、ご説明にあたりまして、お手元の修正版でございますが、全般的な修正点について、概要的にご説明をさせていただきますと思います。

(修正についての説明)

村澤会長

ありがとうございました。一応、各三つの分科会の提言したようなこと、あるいはご意見、そういったことについて、修正があったら修正した、あるいは、修正していないのはこういう理由でこのままにしているとか、そういう説明を今、していただいたんですけれども、これで、ひととおり修正箇所、提言、そういったようなことについて、この修正版の中に書いてもらっております。

それで、ご自分の所属しておった分科会の内容については、よくご理解いただいたと思うんですけれども、他の分科会については、ちょっと説明だけではわかりにくいところも多々あると思いますから、今から、第1章から順次、確認していくということですね。その中で、もしご意見がありましたら、そのときにおっしゃっていただくということで審議を進めていきたいと思っております。

それでは、第1章の計画フレームの1ページから進めていきます。「第1章 計画フレーム」から、第1項、第2項、第3項、第4項、第5項の5ページになりますね。既にもう何度も、ご覧いただいたと思っておりますけれども、何かご意見がございましたらお出しただくなり、あるいはご質問がございましたらお出しただくなり、あるいは質問があれば、質問ですからということで、いかがでしょうか？

(「異議なし」の声あり)

よろしいですか？

はい、それでは、第1章、計画フレームにつきましては、委員の全員の同意を得たということで、第2章のほうに移っていきます。第2章以下については、各分科会で深く議論してもらっておりますから、またご意見を出していただきたいと思います。「第2章 目標別計画」という所ですね。「1 美しい環境と共生するまちづくり」という所で、6ページの「1-1 循環型社会の形成」から16ページまでですかね。そこまでの所でいくつか修正していただいておりますけれども、それも含めて、

ご意見をお願いします。

柏木委員

7ページからなんですけど、ここの部分は第1分科会で随分議論しまして、その中身については納得しておりますが、241ページからの用語説明と併せて見ていただきたいのですが、エコステーションですとか、グリーン購入、グリーンコンシューマー等の用語説明をつけていただいております、大変わかりやすくなったのですが、用語説明があるということがわからないんですね。これは、ほかの所もそうですが、用語説明がついていきますよということがわかるような表記をしていただけるとありがたいと思います。以上です。

村澤会長

用語説明は、かなり裏にはたくさん積み上げて、まとめていただいておりますけれども、そのこと存在がなかなか気が付かないということに配慮したらどうかということですけども、はい。

<事務局>

すいません、ご意見は伺っております。これにつきましては、印刷製本する段階では、ちゃんとアスタリスクとかそういう表示をしていきたいと思いますが、ちょっと今回、させてもらおうと思いましたが、なかなかうまく表現ができませんで申し訳ありません。印刷の時に、きちっとしたものになりたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

村澤会長

はい。それでは、対応いただきたいと思います。

「循環型社会の形成」の第1項、第2項、第3項、第4項まで、よろしいですか？

阿部委員

ちょっとこれに直接関係ないかもしれませんが、最近よく分別するということ、廃棄物について家庭で一般化しているんだけど、現実どうなんやろうと。きちっとリサイクルされていますというのは、どうも怪しいようなニュースが流れたことがあるんですけど、ここらはどうなんでしょう。きちんと分別されて、きちっと生産されているんですか。もし、わかったら教えてもらいたい。一般の人は、行政のやり方というのは、興味を持つ資料になるのではないかなと思って、ちょっと参考までに。

村澤会長

では、その辺のところ、関係する部長のほうから説明いただきたいと思います。

<事務局>

環境部長でございます。最近、新聞を賑わしておりますのが、古紙100%が古紙10%だったというようなことを、きのうか、朝日新聞に載っております、津市もコメントを出しておりましたけれども、ちょっとショックでございます。三重県の立場も基本的には古紙を有効に使うことということで、これはグリーン購入制度で、私どもも基本として位置付けておまして、これは基本的には守っていくという、環境としても、あるいは全体の物件管理をしております、契約なんか同じ立場でございます、やっていくということです。

やはり国の監視制度の問題というのは大きいですが、三重県でも大変大きな問題がございました。フェロシルトの問題もございました。再生品が、実は廃棄物の不法投棄だったと、これも大きなショックでございます。

やはりそこの企業モラルの問題と行政監視の幾つかの問題をどういうふうにしていくかというのは、これからの環境行政を含めた社会的要請という認識は、今回、改めて感じました。以上でございます。

村澤会長

はい、よろしいですか？

ほかに、この1 - 1の所。では、大窪委員のほうから。

大窪委員

テレビが地デジに変わることで、テレビをたくさん買い換えると、これから皆さんが予想されると思うんですけど、不法投棄とかはどうされているのかなということが予想されるんですけど。そういうのは、この中ではどこにあたるのでしょうか？

そのことに対して対応することは考えてあるのかどうか、ちょっとこの回答の中ではピンと来なかったんで、教えていただきたいんですが。

村澤会長

この計画の中のどの部分に該当するのか、ということですか？

<事務局>

環境部長でございます。すいません。まあ、不法に捨てるということについては、10ページの不法投棄の部分になると思います。それから、ごみの適正処理ということで、ここには書いてございませんけども、この審議会のメンバーの方でも、私どもの環境審議会のほうでお世話になりまして、環境基本計画について、きょうの新聞にも出ておりますけれども、答申をいただきました。その環境基本計画の最終答申をいただきまして、その中で、具体的には、たとえばごみのハンドブックでPRしていくとか、そういうことで、この中で家財製品のリサイクルの方法とか、かなり具体的にチラシを作って、全戸に配布する予定をしております。具体的には環境基本計画の中に位置付けております。

それから、もう一つ家財製品の問題は、環境審議会で最終的にどういうふうに対応するかという結論が出まして、本来、私どもの地方公共団体としては、先にリサイクル料金を電化製品の中に含めてほしいと。現在、自動車の中では、新車を買われたら数万円のリサイクル料金が入ってくるんですけども、家電製品についてはリサイクル率が50%に満たないというデータのもとに、リサイクル料金を含まない家電製品を売るという結論に、中央環境審議会がなってしまいましたので、私たち地方公共団体として改めて法改正を要求するというスタンスを持っております。そうしないと、新たな不法投棄を生んでしまうと思っております。

村澤会長

説明いただきましたけれども、よろしいですか？ おっしゃる点については、8ページの第2項の辺りですね。それに対して、2ページの「不法投棄の対策の強化」こういった条項でもって対応していくということですね。

ほかにございませんですか？

それでは、「1 - 1 循環型社会の形成」ということについてはご了解いただいたものとして、次の17ページ、「次世代に残す自然環境の保全」という所で、「第1項 多様な自然環境の保全」「第2項 環境保全対策の推進」から、22ページまでですね。部分的に修正を入れてもらっておりますけれども、個々の分科会のほうで何か議論いただいて、疑問点がなければ、ご了解いただいたものとしたいのですが、よろしいでしょうか？

(「はい」の声あり)

それでは、特にございませんようでしたら、次の箇所に行きたいと思います。それでは、「1 - 3 基本的な生活空間の形成」で23ページから34ページまで。

(「異議なし」の声あり)

それでは、次にいきましょうか。その次は、35ページの「1 - 4 生活基盤の整備について」から45ページまでですね。今回、特に指標については、その節の最後にまとめてもらっておるわけですが、こういった手法についてもご意見があればお聞きしたいと思います。

よろしいですか？

(「はい」の声あり)

それでは、「第2章の1 美しい環境と共生するまちづくり」については、ご了解いただいたものとして、次にいきましょう。

次は46ページ、「安全で安心して暮らせるまちづくり2 - 1 安全なまちづくりの推進」という内容で、63ページまで、この箇所はほとんど修正がなかったですね。

特に「第6項 消費者の保護」という箇所では、下線で修正してもらっておりますけれども、よろしいですか？

(「はい」の声あり)

はい。それでは、63ページの所までご了解いただいたものとして、次にいきましょう。

それでは、64ページの「2 - 2 健康づくりの推進と地域医療体制の充実」というところですね。よろしいですか？

(「はい」の声あり)

はい。それでは、次にいきましょうか。71ページの地域福祉社会の形成、2 - 3ですね。ちょっと量が多いですけれども、この地域福祉社会の形成という箇所につい

て、何かご意見、あるいはご質問ございましたら……。

よろしいでしょうか？

(「異議なし」の声あり)

それでは、次にいきましょうか。94ページ、「豊かな文化と心を育むまちづくり」というところで、「3-1 生きる力を育む教育の推進」で106ページまでですね。特に94ページ、何か幾つか追加の説明の、現状と課題の中に追加してもらっておりますけれども、あるいは学校教育について、97ページ。

よろしいですか？

それでは、濱野さん、よろしく願いいたします。

濱野委員

97ページですけれども、いつまでという形はできないかわかりませんが、小規模校の解消についての必要はありますとなっていますけど、これはだいたいいつ頃までということは考えていないですか。この間の地域の説明会なんかありましたけど、地域住民は反対をおっしゃいますけど、私はゆっくり聞いてみると、保護者であったり、卒業した児童からは、小規模校はできるだけ早くしてほしいということはたくさん聞いておりますけれども、そこらあたりはどう考えていますか。

村澤会長

それでは、教育委員会のほうですか？説明していただきたいと思います。お願いいたします。

<事務局>

小規模校解消、大規模校も含めて、今、これの適正配置について、幼稚園・小学校在り方検討委員会におきまして詰めておるわけですが、何年度を目処という形では、明確にはなっておりませんが、既にこういうさらに広がりつつある中で、方法が出れば早急ということで、そういう状況だけ、申し上げたいと思います。

村澤会長

ここまで、よろしいですか。

濱野委員

ここには、「地域住民や保護者、児童生徒」と書いていますが、地域住民に聞くと反対ですが、保護者に聞くと、もう今の4人や5人では、早くという声もたくさん聞いていますので、そこらあたり考慮してほしいですわ。

村澤会長

まあ学校というのは、地域の文化センターみたいになっていますから、それを統合されてということになると、地域の方はいろいろご意見があるんじゃないかと思っておりますけれども。

濱野委員

地域住民は全部、反対ですけどね。保護者は賛成で、大変なことになっていますな。

村澤会長

そうですね。まあ教育そのものについても、また教育委員会から説明していただい

た方向で、対応されるそうですから。

ほかに何か、学校教育、あるいはそういうのを含めてですね。豊かな、「生きる力を育む教育の推進」という項目について、ご意見ございますか？

はい、それでは、特にございませんようでしたら、ご了解いただいたものとして、次の103ページ。「3-2 高等教育機関との連携・充実」は106ページまでです。何かご意見、あるいはわかりにくい所がございましたら追加説明していただきますけど、よろしいですか？

(「はい」の声あり)

これは分科会でかなり議論していただいた内容ですから、先ほど説明していただいた内容でよろしいんじゃないかと思えますね。

はい、では次にいきましょう。今度、107ページ。「生涯学習スポーツ社会の形成」ということで、この箇所について。

はい、大田委員、お願いいたします。

大田委員

ちょっと聞きたいんですけどね。112ページ4行目、「スポーツ指導者(有資格者)等」とありますね。行政とか、何を想定してみえるんですか？ 有資格者とは、ちょっとこの辺、気になりますので。

村澤会長

たまたまこれはスポーツ関係の施設のことですけれども。それでは、教育委員会のほうからお答えいただきたいと思います。

<事務局>

こちらのほう、分科会で専門家という中に、「より具体的な内容を」ということで組み込まれたと思いますが、その結果を、特にこちらのほう、意見をいただいております、生川さんに従いまして、特に資格を持っている方、こういった専門的な意見が非常に重要ということ伺いまして、そういった方も含めた「スポーツ指導者(有資格者)等」ということで表現させていただいたところでございます。

大田委員

これは意見ですけどね、「有資格者」を取ったほうがいいと思います。これがあると、そのために非常に専門家でありながら何の資格もなかった場合に入れられないわけですよ。邪魔になります。具体的にいうと、邪魔になる筈です。実際に運営していこうと思うとね。

たとえば、スポーツのABCとありますけどね、そういうことを指してみえるのか、あるいは建築士であれば、建築士1級、2級というのを指してみえるのか。そんなのがわからんものでね。だから、あえて取ったほうがいいと、僕は意見を出させていただきます。

生川委員

ここの表現ですけどね、スポーツ指導者という、一般的に言うスポーツ指導者というのは、最近、資格を持っていない人も含めてスポーツ指導者と称する人が非常に

多いんです。しかしながら、そのスポーツ指導者と称する人の中には、経験だけで来ていて科学的に何も説明できない人も、たくさんいて、その人たちがスポーツの振興の障害になっているという事実があるわけです。

ですから、今、日本体育協会にしても、文部科学省にしても、そういう人を含めて、もう一度勉強して正確な知識のもとに、いろんなことを進めさせていただきたいという施策にして、いろんな機会を通じて、そういう資格の勉強をしているわけですが、それすら拒否する人がいる。そういう人に専門家として入ってもらおうと困るという意味も含めて「有資格者」という表現をしたわけです。

ですから、正確に勉強していただいてやっていただくというのは、一番いいんですけども、それすらしない人は、専門家として認めないということを、しっかりしておいたほうがいいと思います。

2、3日前ですか？ 先日、行われました女子マラソン。1万メートルで日本記録を持っている人がマラソンに参加をしたら、ああいう非常に皆さん見ている目の前で、いい成績を残せなかったというのがあった。あれは、3日前の私らの会議でも、そう指摘されていたんです。だけど、その指導者が、そういう知識を持っていなかったから、ああいう結果が出ているわけです。そういうことを指しているわけです。以上です。

村澤会長

この箇所は、2～3カ所、そういう表現がありましたですね。併せて、また関係部署と相談して、どういう文面がいいのか、修正したいと思います。今、お二人の委員のご意見を参考にして、なんらかの具体的で、そういう弊害が出ないような表現方法に改めていただくようにしたいと思います。

大田委員

よろしい？ 今、生川さんが言ったようにね。資格うんぬんが全面じゃなくてね、そういう資格がなかったって入るのに相応しくなかったら、委託せんだらいいわけですからね。委嘱せんだらいいのですからね。それはいくらでも道があると、私は思っています。ね、生川さん。

生川委員

しっかり考えて、委託。

村澤会長

そういうことで、よろしいですか？

<事務局>

すいません、ご意見、ありがとうございました。ちょっとそういうのの考え方ですけど、たとえば、「スポーツ指導者(有資格者)」のあとに、ちょっとこの「等」というのがついておるのですが、このような表現でお許しをいただければと思うんですが。

村澤会長

全員の人に合意はなかなか、時間はないと思いますけれども。できれば、分科会の会長さんあたりのご同意を得たいと思います。

それでは、岡野意見、お願いいたします。

岡野委員

115ページですが、下から3行目か、2行目ですか。「青少年の健全育成に対する満足度」、これは私どものグループで議論したのですが、満足度についてのいろいろな見方がありますね。「満足度」って何をにとって満足なのか。要するに、満足度の中身がよくわからないといいますが、皆さん理解できるのかということで、いろいろな所に満足度が出てまいります。

よそのグループの内容はちょっとわからないんですけども、私ども満足度って何なのと、やりとりしたんですけど。この場合は、ここで表は18.7%が原案なんですけど、これを20%に修正されております。これはこういうのは、全国レベルでの比較が可能なのかね。要するに評価の目標設定時に対して、24年度では、満足度が20%に達したということにおいて、全国的なレベルでは、今現状、14.4%は津はどういうことなのか？

たとえば、青少年の健全育成に対する満足度ですね。そういった相関的なレベル合わせができるのかですね。ポテンシャルは何なのかということで、この数字の表が組まれればいいんですけど。ちょっといろんな所で満足度が出ているんですけど、この満足度ってなんなんだと。その辺から相対論と、ここにおける満足度はこんな感じなんですかと。

修正したら、数字を丸めていただいて結構だと思うんですけど、その辺りの説明をお願いしたいと思います。

村澤会長

それでは、全般的な満足度はなかなか説明できないと思いますから、今回、この「青少年の健全育成に対する満足度」はどういう意味なのかということに限り、説明をいただきたいと思います。

<事務局>

すいません。「青少年の健全育成に対する満足度」ということでございますけど、こちらのほうは、一方的な話を差し上げますと、合併後、総合計画の策定のために行いました、市民意識調査の結果を活用して使った指標であります。この「豊かな文化と心を育むまちづくり」のところでも、いくつか出てきますが、こういった満足度。市民の意識というか、そういったものを指標化した、「アウトカム指標」という場合があるんですけど。そういった満足度評価をしているところでございまして、先ほど、ちょっと、ご質問にありました、全国的な比較ができるかどうかということでございますけど、ちょっとこの青少年の健全育成というので、なかなか他市と比較というのは、ちょっと見つけることはできなかったんですけど、今後、定期的にアンケート調査をすることによって、市民がこういった施策に対して、どれだけ、どういう意識を持っているかということを計りながら、評価していただくことになろうかと思いません。以上です。

村澤会長

はい。

岡野委員

もう少し具体的にすればね、満足度がいいことかどうかわかりませんが

も、事故防止活動を充実しましょうということがうたわれているわけですね。ということであれば、事故の数とかね。いろいろあるかと思うんですが、指導したとか、そういう数字はすぐ出てくるわけですね。そういった具体的な、わかりやすくするような、言葉はいろいろ選ぶにしましても、そういうことにするとか。

健全育成ってなんなのということ、それに対する満足度ってなんなのということになると、それぞれの立場で、いろんな理解度ができると思うんですよ。ここのあたりが皆さんの理解に窮するところがあるんじゃないかなと。

今もご説明、聞かせていただいたんですけども、よくわからない。よくわかられた方は素晴らしいと思うんですけども。そんな感じがいたしますが、いかがでしょう。

村澤会長

では、お願いします。

<事務局>

すいません。この「満足度」ですが、先ほど言いましたように市民意識調査の中で、どれだけ市民の皆さんが満足かということで、これは、このアンケート調査の中では、たとえば、どういうものを捉えて満足をしていますかという、ある程度例を挙げて、アンケート調査をしております、アンケート調査の中では、だいたいどのようなのかなという表現は入れておりました。ただ、ここに書いているのは、あくまでも青少年の健全育成というだけの文言になっていますので、そこは少しわかりにくいかもわかりませんが。

こういうものは、継続的にアンケート調査をしているということで、一般的な表現として、市民の皆さんがどれくらい満足しているかというのが、津市独自の指標として取り組んでいけるのか、そういう取り組みを始めているところです。

村澤会長

よろしいですか？ まあ十分なご理解、いただけないかわかりませんが。

岡野委員

まあまあよろしい。

村澤会長

津市がいろいろアンケートをとる場合、そういう項目についてもやはり検討していくという意味を込めて、考えていただければと思います。

はい。それでは、116ページまでご了解いただいたものとして、今度は117ページの「3 - 4 文化の振興」では122ページの指標までを含めて、何かご意見がございましたら、お出しただいて。

よろしいですか？

(「異議なし」の声あり)

では、ご了解いただいたものとして、123ページ、「3 - 5 人権尊重社会の形成」は126ページまで、何かご意見、ご質問ございますでしょうか？

はい。それでは、特にご意見ございませんでしたらご了解いただいたものとして、

次にいきます。127ページ、「4 活力あるまちづくり」では149ページまで、ちょっと長いですが、併せてご検討いただくことにしましょう。それでは、水井委員のほうで、ご質問があれば。

水井委員

ちょっと誤字の訂正と数字の訂正をお願いしたいんですけども、133ページ、林業の振興でございます。ここに、上から2行目に「地域森林計画対象森林が4万1,388ヘクタール」という数字が出ております。それで、ちょっとさかのぼっていただいて、17ページに「多様な自然環境の保全」の所に「本市の森林面積は4万1,388ヘクタール」と同じ数字が出ておって、ちょっと私はどちらが正しいかわからないけれども、地域森林計画対象森林というのは国有林は入っていないものですから、これが本市の森林面積と同じ数字になるということはちょっとあり得ないと思いますし、地域森林計画対象森林以外の森林も多少ございますので、この数字の出所と、それからいつの統計かということ、ちょっとご確認いただいて、出所と統計の年度を表記していただけたらありがたいと思います。

それから、もう一点、これは単純なミスですけど、134ページの下から言ったほうがいいですかね、10行目ぐらいに「21年度を目途に、津市農業振興計画」になっておりますので、農業を林業に訂正していただくということをお願いしたいと思います。134ページでございます。

この2点、よろしくをお願いしたいと思います。

村澤会長

では、まずこの森林面積の記述について、併せて資料の出所を。

<事務局>

出所と数字の確認ですね。では、先ほどの133ページと17ページの面積については確認させていただきたいと思います。

それから、先ほどの134ページの津市農業振興計画、これは「林業」でございますので、訂正させていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

村澤会長

はい。数値の確認、情報については、改めてまた確認するというので、これは数字の変更だけですから、ご了解いただきたいと思います。こちらのほうで訂正しておきます。

水井委員

はい、結構です。

村澤会長

ほかに何か、ちょっと長いですが、ご意見、ご質問ございますか？

濱野委員

140ページの商工会議所の商工会活動の支援という形ですけど、会議所は本当に久居が一つの会議所になりました。商工会は今はまだ三つありますけれど、これは一つの形になって、その中で安芸がどうするか、一志はどうするかという形をすることで、もう判断させてもうてよろしいですね。

これは三つとも、今のままで支援をしていただくという形とは違うという形で、判

断したんですけど、よろしいですか？

村澤会長 確認します。お願いいたします。

<事務局> 商工観光部長です。ご心配の点、ありがとうございます。実際に、合併とともに申しますか、そういうのが商工会議所の合併もされましたし、商工会もたくさんありましたが、現在、三つでございます。ある意味、地域が広がるございますが、皆さんまとまってしていただくのが基本でございますので、行政的にはそういうような形での進み方になるかと思いますが、よろしくお願いいたします。

濱野委員 わかりました。

村澤会長 ほかに何かご意見ございますか？
それでは、大田委員お願いいたします。

大田委員 132ページの(4)の の二つ目の「頭首工」というのは、これは皆さんおわかりでしょうか？ 私は農業やっているけど、わからないんです、これ。これはきっと専門的なことやと思います。

というのは、私は言いたいのはね、これはやっぱり最後へ、ちょっと用語解説をしておいてほしいなということ。

それから、もう一つあるんですわ。それから、130ページの農業振興計画とありますね。これは中身は別として、ちょっと農林水産の人にお聞きしたいんですが、今、整備しようと思うと、必ず2割負担が地元に必要なんですよ。300万やろうと思ったら、60万円、地元が必要なんです。そこら辺は、国のほうでね。あるいは国の負担率を少なくするとか、そういう方法はないのかどうか。これはあくまでも質問ですが、で、今、頭首工(とうしゅこう)のことにつきましては、お願いします。

村澤会長 では、説明お願いいたします。

内山委員 先ほど、頭首工という用語が一般的にわかりづらいというご指摘でございます。実は、この頭首工という言葉は、灌漑(かんがい)用のために河川に設置する堰(せき)そこから田んぼへ用水路を引っ張るわけです。そのために、堰を河川につくるわけです。そういう堰には自然にカサ上げたダブルのようなものとか水門がついておるようなものがあるわけです。その辺を総称して頭首工と呼んでいるんです。

これは実は、明治時代に英語のヘッドワークスという言葉、これはインドとかイギリスとかアメリカから来ておる言葉ですけど、それを日本の学会で頭首工というふうにし、それを使っておりまして、現在、農林水産省及び農業土木学会では、この用語を一般的に扱っておるということでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

村澤会長 できれば、これは用語の解説の所に入れたほうがいいですね。

内山委員 もし、そういうことであれば、会長のおっしゃるとおり、解説のほうに、ちょっと用語の解説に入れられたらわかりやすいかと思います。

<事務局> 用語解説に入れさせていただきます。

村澤会長 はい、お願いいたします。それで、後半のほうの大田委員から質問がありました件についてお願いいたします。

<事務局> 130ページの(1)の、「津市農業振興計画に基づく農業振興の推進」の中で農地の保全、基盤整備ということでのご質問だと思います。この部分について、おっしゃるとおりに、費用負担をいただいておりますが。国のほうでないのかという話なんですけど、なかなか難しゅうございまして、申しわけないですけども費用負担をいただいておりますというわけでございます。よろしく申し上げます。

村澤会長 まあ現状はそうなっているということで、計画にはちょっと、用語解説にあとで書いていただいて。

ほかにこの箇所について、何か。はい。岡野委員、お願いします。

岡野委員 ちょっと、議論された結果だと思いますけども、農地の保全対策の所で131ページですね。「シカ、イノシシ、サルによる農作物への被害が増えており」云々とあるんですけども、これは非常に深刻な問題のように聞いておりますが、その取り組みについては、ここの所だけですか？内容的に林業のほうにも当然、いろいろ出てこようかと思われんですけども、相当被害が増えておるといふか。これからさらに悲観的な話をいろいろ聞いておるんですけども。打つ手は何なの？ということが、具体的な内容が見えてこないといひましょうか。よろしいでしょうか？

村澤会長 それでは、この点についてお願いいたします。

<事務局> 農林水産部でございます。先ほどのご質問、131ページの「(3) 保全の活用」の中の「農地の保全対策の中の三つ目が農作物への云々という所になると思うんですが。私どもも研究させてもらっておるんですけども、シカにしてみれば、実際のところをいいますと、8倍ほど増えておるんです。松阪・津地域で8倍ほど増えていまして、本来は、個体調整ということだと思いますが、鉄砲を使っていただくというのは、なかなかできませんので、シカについては大変難しい部分もございます。

まあイノシシについては肉。ポタン鍋ですか、という形の肉をお買いあげいただくということですが、シカはかなり増えておりまして、大変難しいところでございます。それで、全国的にはシカ、サルにつきましては、檻を作って、檻で捕まえるという方法もやっておりますけども、あとの処理の仕方というとおかしいですけども、なか

なか難しい面がございまして、防護柵の設置が一番、今は手っ取り早いというとおかしいんですけれども、そういう意味で、防護柵をかなり増やしていきたいという考えを持っておるところです。

それとともに、シカの肉の何か活用ができないかという研究も進めていきたいなと思っておる次第でございます。以上でございます。

村澤会長

はい、どうぞ。

岡野委員

そうですね。最後におっしゃられた、このシカ肉の研究ね。この生産ライン、工場をつくって、大々的に販売ルートを作って売り出すとかね。津市の美里とか美杉の名産にするとか、そういうことをもっと積極的に、オンリーワンでもいいので、できないかという気がしております。世の中にはないですかね、岡山県とか、広島県とか。非常にイノシシとかはルート化されていますよね。そういう所に入れるんじゃないか。

それで、これ「個体調整、棲息地の管理」というのは、見ておるといっただけということでしょう。やっつけるということですか？ どんどんやっつけて、そういう法律、条例なんかできないですか？ やっけるといっただけじゃあれでしょうけど、生体を亡くすわけですよ。増えない方法はないのか。防護柵というのは、向こうから攻めてくるのをどんどん困うわけでしょう。お金がどんどん要りますよね、広域に対して。それで、棲息する木なんかシカにどんどんやられているわけですし、消極的ですよ。もっと元から断つということをやらないと、臭いでも悪いものでも、なんでもそうですよね。

そういうことを真剣になって考えないと、これをこのままずっと進めます、進めまですということ、5年、10年たっても、いつまでたっても解決しないと思いますが。もう少し深く考えをしないと、大変なんじゃないでしょうか？

村澤会長

はい、今井委員、お願いします。

今井委員

どんな被害があるか、一緒に野獣と生活しておるんじゃないからわからんと思います。シカの肉を生かすというご意見もございましてけれども、大量にシカの肉をブランド化するとか、販売するとなると、まあシカが肥えるまでに、肉が取れるシカになるまでに被害が随分出るわけですね。そやで、まあそれはなんといっても駆除がいちばんいいわけです。この間も、「孫の手を引いとる思ったらサルの手を引いとった」というのがおるんですからね。そやで、それはもうこれは、たぶん全国的な問題やと思います。

それで、私は美杉ですけれども、どれほど苦労してきたかという。それからいきますとね、それは今、言われたやはり個体調整というのが一番やと思います。サルは減らんです。私の家の近くにも2週間おるんですけれども、まあだいたい20から30匹以内かなと思ったら、2年ぐらいたったら5、60匹ぐらいになるんです。だから、死ぬよりも増えるほうが多いんです。

昔はサルは年に1回しか、子を産まなんだそうです。今はもう2回も3回もです。

なぜ産むかといったら、餌があるからです。食べ物があるで子を産むというわけです。したがって、さらに増えるので、それはここで議論するような問題やない。もっとも議論したら何時間、時間がかかりますもんで。これからこれはまあ、津市だけではなくして、どこでもそうです。

中勢美杉森林組合長もおられますけれども、山の被害もすごいです。美杉へ来てもらったら、苗木を植えたら必ず1メートル余りのカバーをかけます。なぜかといったら、そうしたらシカに苗木を食べられるから。でも、庭の中のもう庭木の背の足るところとか、そんなもの、皆冬にはシカにいかれる。みんななんでもいかれます。今はイノシシカサルが中心です。とにかくもうそれはウサギからアナグマですか、いろいろなものが出ておるんですが、これは生態系が変わってきたわけですので、まあこれから市の方でも抜本的にお願いしたいと思います。

村澤会長

はい。説明をお願いいたします。

<事務局>

総合計画の記述ですけれども、先ほどの130ページの所、もう一つ195ページを見ていただきたいと思いますが、こちらの「自然の恵みの価値創造プログラム」の(1)の所に「農山漁村活性化プロジェクトの推進」というのがございます。これは国の事業で、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金という事業でございまして、約半分の国の支援が受けられるということで、基本的には農山村獣害対策ですとか、こういった耕作放棄地の対策ですとか、生活基盤とか、農産振興策、こういった所を進めていくということで、実はきょう、国のほうへヒアリングに行っておりまして、まず美杉エリアを最初に申請していこうということを思っております。

対象になるかどうかは、まだこれからですけれども、そういう動きを今、しておりますのでお願いいたします。

村澤会長

まあ、計画の中に織り込んでもらっております。それに対する、ご質問ですか。

阿部委員

プログラムとして、今説明していただいたんですけれども。先ほど言われた方は、131ページで「重大な地域はここだけですか？」と言われたんですけれどね。なるほどな。森林関係も大変な獣害を受けているわけですから、ここに書かれていないから支援はしません、「農地じゃないから支援しません」なんてしていかないように。

村澤会長

農山漁村活性化プロジェクトの採択についてはまた、お尋ねいただく機会を持ちまして、計画につきましては採用していただくということで、記述を入れておくということをお願いをしたいと思います。

ほかに何かこの部分について、ご意見、ご質問ございますか？

(「なし」の声あり)

それでは、いろいろ意見を出していただきましたけれども、先ほども参事のほうか

ら説明がありましたように、重点プログラムの中にも対応策が一部入っておりますので、またそういうことも配慮して、今後、この計画を実現するときに先ほど今井委員がおっしゃったようなことも取り入れていただきたいと思います。

それでは、次の項目へいきましょう。次は、150ページ、「4-2 交流機能の向上」ということで163ページまで、ご意見があるようでしたら、お出しいただきたいと思います。

よろしいですか？

柏木委員

すいません。159ページなんです。「公共交通の充実」ということですが、まあ書いていただいているんですけども、これは高齢化していく市民なんかには、とっても広域なんです。市民にとっても非常に関心が深い所だと思いますが、もう少し全体の記述が弱いという感じがするんですね。

たとえば、「(4) 海上交通の強化」とか、「(5) 伊勢湾ヘリポートの活用」。最近の傾向を見ていますと、非常にお客さまの数が減ってきています。本当に危機感があります。県内のあちらこちらで、港ができ始めていて、お客さまが減っているという。どこで採算越えをするんだろうとか、中の店舗がどんどん減っていくとか、手を打っていないとは思わないんですが、本当に広域性、公共性を考えたときに、もう少し積極的に全体の計画なり、もう一步踏みこんだものがどうしても必要だと思いますが、その辺、教えていただきたいと思います。

村澤会長

今、ご質問いただきましたように、少し表現が弱いのではないかと。あるいは既にそういう対応策があるのかどうか。この辺について、ご説明いただきたいと思います。どなたか？はい、ではお願いいたします。

<事務局>

都市計画部の次長でございます。貴重なご意見をいただきまして、ありがとうございます。確かに海上交通を取り巻く状況というのは、当初、津だけだったんですけど、その後に四日市、松阪ができて、それで、近々、伊勢というのも言われておりまして、私どもも非常に懸念もしております。啓発活動等を通じまして、これからPRなり、利便性というところをどのような形で訴えていくか。第二名神なり、いろんな社会情勢とか、基盤の変化等もございますので、これは行政としても、これは積極的に誘致してきたということもございまして、運行事業者なんかとも連携をしながら、いろんな形で利便性、利用客の拡大につながるような取り組みというのは進めてまいりたいと思います。

ただ、記述する内容は、ちょっと具体的にもっとという話もあったんですけども、私どもとしては、その取り組みの中で一つの策を考えていきたい。このように考えております。以上でございます。

村澤会長

そうすると、記述については、この表現でよろしいということですね？ 柏木委員、よろしいですか？

柏木委員

まあ、余りよろしくはないんですけども…。

それだけ減っていったって10年後にどうなっているかと、本当に心配ばかりがされていたという状況だと思っています。交通政策そのものに対して、もう少し具体的に打ち出せないものでしょうか？

村澤会長

それについては、どうでしょうかね。

<事務局>

実際、私どものほうでコミュニティバスの関係、これが平成21年4月実施ということで、いろいろな今、計画を策定しておりますし、それと併せて地域公共交通の連携協議会というの、20年度中、秋ぐらいには設置する予定でおりますので、その中で記載のように、私鉄のバス路線、鉄道等の部分、コミュニティ交通の連携という中で、取り組みを進めてまいりたいと考えております。以上です。

村澤会長

よろしいですか。はい、ほかはいいでしょうか。

生川委員

160ページの5番、伊勢湾ヘリポートの活用なんですけど、この文章を見ていますと、災害が起こった場合、このヘリポートへは、パイロット等はどのように行くのですかね。行けるんですか？

<事務局>

都市計画部でございます。現在、県警本部に、防災航空隊が常駐しております。それで、災害等の連絡を受けた場合には、実際に現地から連絡を受けた所で出勤するというような体制になっております。以上でございます。

村澤会長

ほかに何か。
杉田委員、お願いいたします。

杉田委員

24ページに市民、都市マスタープランの策定というのが、「21年度を目途に策定します」というのが冒頭に挙がっています。実際に旧津市の時のマスタープランがございまして、これは9ブロックに分かれて、個別にいろいろ説明会等が行われて、そしてやられたわけでございますが、今後、どういうふうな形でマスタープランのゾーンを分けていき、土地利用をしていき、そしてどのような方法で住民参加を促しながらやっていくのかというようなことについて、本当はもう少し踏みこんでほしかったんですけども、21年度ということでございますので、まあ来年度でございますけれども、非常に難しい状態であって、昔はAというブロックの住民説明会はあるけれども、その隣のBという人の所については、Aという所の説明会には行けないような状態というようなことがありまして、その辺の地域の変更とか、マスタープランの設置等についても、ここに掲げていることの、もう少しその辺の説明がないと、マスタープランそのものが、我々としては、昔のマスタープランのやり方がイメージであ

りますので、またあの調子でやって、四つぐらいやってよその所には知らせず、みたいなこともございますので、その辺どうですか？

村澤会長

マスタープランの話は、今、交流機能の向上ということだけでいいですか？

杉田委員

ですから、そういうことと、このマスタープランと、今の交流機能の問題は非常に大きく係わってまいりますし、今、柏木先生のおっしゃったような港、港湾の問題ですね。まあはっきり言えば、そういうことでマスタープランによって、まちが活性化して特化していければ、よそからも客も入ってくれば港湾整備、あるいは港湾の活用という広がりをもってくる。いわゆる部分、部分で切って話しておると、いわゆる、まあどちらかというところ「木を見て森を見ず」みたいな形になる。葉っぱだけやなしに、木全体を見てないというようなことになってくると、最終的にはマスタープランかなと。これについて、市民参加はどのような形になって、どういうふうな構想をお持ちになっておられるのか。わかる所だけでいいから、ちょっと教えてほしいなと思います。

村澤会長

杉田委員が一步先の質問をされるので、ちょっとついていくのが大変なんですけれども。先ほど公共交通機関の質問が出た中でですね、そのことを考えるには、マスタープランのことに関連してくるということで、24ページの記述には、21年度に検討していくという記述なんですけど、もし市のほうで、なんらかの対応があれば、その部分だけ説明していただきたいと思います。

<事務局>

都市計画部でございます。貴重な意見、ありがとうございます。ちょっと修正をお願いしたいんですけど、都市マスタープランは21年度を目途に、間違いではないですけれども、21年末ということで、21年12月を今、目途に進めております。

それで、19年度に基礎的なデータ収集を行いまして、市民アンケートも全体で7,500件を対象にしてやったということがございまして、都市構想に関する検討とか、土地利用に対する検討とか、もろもろの資料、プラス住民の意識調査というようなことで進めさせていただいております。

20年度は全体計画ということで、パブリックコメントも実施をしていきたい。それから、21年度にかけましては、いよいよ地域別計画の検討ということで、意見の聞き方といたしましては、地域別懇談会で地域のいろいろな意見を聞きながらパブリックコメントと平行して、当然、公聴会も開く中で、計画の決定をしていきたいと考えております。

村澤会長

はい。

その程度でよろしいですか？

交流機能のことですのでね、あまりそこを戻ると話が1からということになりますので。それでは、岡野委員、何か。どうぞ。

岡野委員

163ページにコミュニティ交通についてがあるんですけど、計画のもとのベース

は、現状は18年度は、8万5800人なんですね。目標は10%増と書いてあるんですが。数字は何かの間違いですか？ 今度は7万2355人となっていますけど。こういうデータが8万5800人の現状が、今の修正案では7万2355人、目標が8万人。前のデータの現状が8万5800人ですから、何か非常に「おやっ？」と思ったんですけど。こういうデータの現状の所で、こういうふうになんか数字が違っていると、全部は大丈夫かなという感じがしますが。単なる質問です。

村澤会長 その箇所について記述を変更された方、事務局のほうで、その部分だけお願いし
ますか？

<事務局> ちょっと調べて修正させていただきます。

村澤会長 では、これは数値の変更ということで、調べてもらってあとで報告してもらいま
しょう。
大窪委員のほう、何か。

大窪委員 すいません。142ページのほうにも書いてあるんですが、黒丸の三つ目の真ん中
辺りに「今後は、まちづくり三法の改正に対応した…」というのがあって、このまち
づくり三法はなんなんだろうということ、改正されたというのは、何かわからんとい
うので、何か説明いただけるか、何か補足していただければいいかと思います。
今までに出ていたんでしょうか？

村澤会長 はい、参事をお願いいたします。

<事務局> まちづくり三法は、一つは都市計画法、一つは中心市街地活性化法、もう一つは大
規模小売店舗立地法です。この三つが、要は、中心市街地とか、そういったところの
まちづくりに関連した法律を、まちづくり三法とっております。大きな改正では、
先ほども言いましたように郊外の開発を規制して中心市街地に集中していくとい
うような内容ですけれども、都市計画法の施行がされたのが、今年の11月末になりま
す。

 ちょっと私らは、ある程度わかっていて話をしておったのですが、わかりにく
いということであれば、少し解説を入れたいと思います。

村澤会長 まちづくり三法といたって、一般の人はわかりづらいから。ここはやっぱりど
かに説明か、あるいは三法そのものを追加しないといけないですね。そういうふう
に修正、対応してください。

 それでは木下委員、お願いいたします。

木下委員 すいません。きょうみたいないい日はないので、ちょっとお願い等を含めて意
見だけ言わせていただきたいと思います。

159ページの「鉄道の利便性の向上等」というところで、二つ目の黒丸の所で最後の所。「駅周辺環境整備に努めます」。これで、文章的がどうのこうのではなくて、ここにいくまでの間に、今までも再三、市街地整備のところですか。それから都市計画、都市の景観ですか、公園緑地ですか、いろんな所に出てきたことですが、つまり行政はどうしても一生懸命やっていたらいいんですが、縦割りで、その部分だけの所ではとてもいいんですが、ここに書いてあるようにアクセスということになってきますと、「あれとこれとの関係は？」ということになったときに分野横断的にどうしてもいろんな課がかかわっていかなくちゃならないときになると、ちょっと弱いなど。これまでそういう感じがどうしても否めません。

ですから、今後、ここにやはりアクセス等を考えますと、単にそこだけがいいのではなくて、駅周辺環境整備となりますと、別にいいんですけど、バリアフリー化で結構ですが。そういった分野横断的な取り組みを、実際の運用にあたっては大いにいろんな課を超えてやっていただきたいなとお願いしたいと思います。

たとえば、JRも駅舎のバリアフリー化ということで車いすの人が、今、いきなり行くということは現実あまり少なく、旅行者等の方々は事前にホームページを見まして、JRなどでもバリアフリー化がどうなっているかというのはホームページでアップしております。こういったことも併せて、結構情報ということもとても大事になっているなというふうに思っておりますので、ぜひ、ここへくるまでの間に随分たくさんいろんな部署が出ておりますので、分野横断的に取り組んでいただきたいという希望と意見です。

村澤会長

はい。そういうご配慮をいただきたいと思います。ちょっとあまりこんなにたくさん意見が出るとは思わなかったもので、時間の配分がちょっと怪しくなってきました、既に3時半を超えておるんですけども。

それでは次にいってもよろしいですか？

(「はい」の声あり)

<事務局>

先ほどのコミュニティ交通の数字の部分についてですが、前にお配りした資料の中には、コミュニティ交通の利用人数としまして8万5800と書いてございました。この数字を書いたんですけども、実は旧津の管内を走っております「ぐるっと・つーバス」というのがありまして、これはNPOの団体の方で運営をいただいております。市の補助を出す形で公共にさせていただいておりますが、市が主体的にやっておるというものでもないということで、その部分を数値に挙げてしまうとまずいじゃないかということで、その部分を除かせていただいて7万1000という数字になっておると。7万1000という利用者数については、市が主体的に地域交通という形で取り組んでおります事業によって、利用させていただいております人数という形で、その辺をちょっと修正させていただきました。以上です。

村澤会長

岡野委員、よろしいですか？ 今の説明。数値の変更について。

はい、それでは164ページの「4 - 3 観光の振興」について何かご意見、ご希望があれば、おっしゃっていただきたいと思います。よろしいですか？

(「はい」の声あり)

では、次に171ページの「参加と協働のまちづくり」で「5 - 1 市民活動の促進」で何か、ご意見がありましたらおっしゃっていただければ。こども特になかったですね。

(「異議なし」の声あり)

それでは、次にいきましょう。次は184ページ「5 - 2 市民との協働の推進」こども大きな修正はなかったですね。181ページは少しちょっとありましたけども、よろしいですか？

(「異議なし」の声あり)

それでは、以上で第2章の内容、記述については、ご了解いただいたものとしましょう。

その次、今度は「第3章 重点プログラム」。まず重点プログラム1の「まちづくり戦略のプログラム」として「未来を開く都市空間形成のプログラム」で、幾つか事業を立ち上げてもらっておりますけれどもよろしいですか。

(「はい」の声あり)

それから、195ページの「自然の恵みの価値創造のプログラム」。ここで先ほどの獣害対策なんかについても対応をするということは、事業として取り上げてもらっております。よろしいですか？

(「はい」の声あり)

それでは、次は198ページの「海に開くまちづくりプログラム」。特に海に面しているという地形を活かして、どういうプログラムを立ち上げていくかという議論していただいたと思いますけども。よろしいでしょうか？

それでは岡野委員、ご質問があるようでしたら。

岡野委員

すいません。事業主体の所の担当は、これは先ほどの質問の中にも出ているんですけど、例えば、200ページに事業名や事業主体が、あるいは事業概要が書いてあるんですけど。この事業主体が、事業名に対して何部署かありますね。これは推進において、プロジェクトリーダーが不明確なのではないかと。このままでは、責任の所在

がはっきりしないので、担当部署一つで、あと関係部署というのになるんじゃないかなと思うんですけど。推進役がどうなっているのか、ちょっとはっきりわからないです。

普通、こういうプログラムあるいはプロジェクトをつくる場合、お金と、お金は上のほうに想定事業費と書いてありますけど、完成時期、実施期間がありますね。その問題と担当部署、責任体制をしっかりと、お金が付いて回りますから、事業費が付いている担当部署の責任所在が問われることになると思われますけども。その辺りを少しははっきりさすべきではなからうかと思いますが、いかがでしょうか。

村澤会長

この事業主体の対応について、どういう具合に考えていただけるのかということで、参事のほうからコメントをいただきたいと思います。

<事務局>

すいません。この重点プログラムの推進につきましては、大きな目的として横断的な連携を図りながら、充実した事業の展開をしていくということで、この事業主体も、本来ですと一つに絞ってということになるんですが、複数の組織が横断的に連携をするということで、複数の事業主体というふうになっています。

先ほどの一番最初の説明でも申しましたが、ここではやっぱり中心になるのが一番上に記載しておる組織で、あとの所が、それぞれの関連事業を含めて横断的な連携をしながら進めていくということで、こういった表現にしております。

それともう一つ、この組織ですが、12月議会で新しい組織の案が、議会で議決をいただいております。そういうことで、これについてはまた新しい組織に直したいと思っておりますので、ここはちょっと仮の現在の組織名ということになっておりますので、ご了承いただきたいと思っております。

村澤会長

岡野委員、よろしいですか？

岡野委員

一番上が、主担当ということですね。

村澤会長

今のところはですね。しかし、新しい組織の下では、またあらためて組織を考えるということですから。

それでは、続けて200ページの「持続可能な地域形成のプログラムについて」何かご意見はございますでしょうか。各分科会で手分けして審議してもらっておりますから、ほとんどは説明されておると思うんですけども。203ページの「歴史と文化の拠点形成プログラム」、206ページの「健康とスポーツの振興プログラム」。その事業が「まちづくり戦略プログラム」ですね。

次は208ページは、「元気づくりプログラム」として、また幾つか用意されております。「住みやすさ向上プログラム」。次の210ページ、「元気な人づくりプログラム」、212ページの「若者定住プログラム」。それから、214ページの「交流による活力創造プログラム」。質問があれば、いただきたいと思っております。

畑井委員

214ページ、表現にこだわって申し訳ないんですが。観光振興の所で、「協働連携による観光の振興」という。ここでは「協働連携」という言葉が使われているんです。それで、参加協働プログラムという形で、大きなテーマの中で、これまでの説明では協働、コラボレーションというのはいろんな全体にかかわっていくというお話をいただいていたんですが、そのいろんなプロジェクトの中で、この観光振興のところだけ「協働」という言葉が入っているものですから、私としてちょっと違和感を覚えるのでございますが。この辺はいかがなものでしょうか。

村澤会長

その辺の記述についてのお考えをお願いいたします。

<事務局>

この元気づくりプログラム自体が、市民の皆さんと協働しながら進めていこうという事業ですので、あえてここに協働というのが入っておるのがいいかどうか、ちょっと少しこれは考えさせていただきたいと思いますので、すみません。

村澤会長

それでは、この協働を入れたらいいかどうか、ちょっと保留で、後日修正したいと思いますので。

それで217ページ、「津らしさ実感プログラム」それぞれ検討していただいた部会で、何かご意見がございましたらお出しいただきたいと思います。よろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

よろしいですか。はい。

その次は220ページで、今度は三つ目の「地域かがやきプログラム」。これはエリア別のプログラムですけども。「東部エリア」ここに書いてあるんですけども。225ページ、「北部エリア」。それから、228ページ「中部エリア」。それから、231ページに「南部エリア」。

まあ第3章は、重点プログラムを幾つか挙げてもらっておるんですけども、この重点プログラムで、何かご意見なり、ご質問があれば、一括してお受けいたします。

よろしいですか？

(「はい」の声あり)

それでは、第3章の重点プログラムを、一応、これでご了解いただいたものとしましょう。

その次に第4章の「財政の見通し」という所ですけども、平成20年度から平成24年度ということ。これは質問はたくさんあるかなと思いますけども。重点プログラムも財政の裏付けがなかったら進まないわけですから、関心の高い所だと思います。何かこの財政の見通しについて、ご意見があればおっしゃっていただきたいんですけど、あるいはご質問でも結構です。

今井委員

財源確保に頑張ってください。それしか言いようがないですかね。

村澤会長

岡野委員、それではお願いいたします。

岡野委員

たいへん厳しい、厳しいということですが、財政の見通しの基本的な考え方の前に、基本構想のほうで、「新しい公共経営の考え方を取り入れつつ、市民の満足度向上を目指す」とあるんですが、そういったことの中身がどういうことなのかというのは、この基本計画の中で表れていないですね。企業的運営手法を取り入れるのであればどうということなのか。そういった所で、少し具体性をお示しいただきたいなというのが一つです。

それから、この財政。先ほどもお答えいただいておりますが、「平成20年度中に策定予定の財政健全化計画で詳細についてお示ししていきたい」というのが、歳入歳出で全部あるんですが。少しこれでは乱暴なんじゃないかなというふうに思いますが、いかがでしょう。

一つは、特例債の上限額240億というのは、はっきりとうたわれておりますね。この特例債240億は、それでは何にどう使うのか。その使い道についてぐらいは具体的にいえるんじゃないのと。それが返還するわけですけども、自主財源から持っていくわけですが、そういうことにおいての何はというふうになっているのか。あるいは、そういった所におけるフレームベースでは、歳出のほうでも投資的経費の扱いで何をどうするのか。そういった所での年度計画がわからないまでも、支出ベースで歳入に対して歳出は、この5カ年をまとめてここには表でボコンと書いてあるんですけども、何か非常に……。こういうものなんですか？ こういうものであれば、こういうものだということにするわけですけど、これだと評価のしようがないですね。ちょっとそのあたりの常識的な問題なのか。このぐらいしか、今は説明できませんよというデータなのか。それは20年度ということは、ことし1年あるわけですから20年度の財政健全化計画というのはいつできるのかね。その見通しもわからないのであればですね。もう少しそこら辺をはっきり書いたら書き込んで、その時点でお話ししますよとか。

その厳しい厳しいという財政の中身は、市民の皆さんはよくわかってないと思います。現状の問題点は何か。ほかにいっぱい問題点は、ほかの計画の中でうたわれているんですけど、この財政の見通しについてのほかに前提条件があるんですけども、問題点は抜けている。ここをどうするのか。いろんな問題が歳入についての見通しだとか歳出の見通しをお尋ねしておる中でも、20年度の財政健全化計画一辺倒に処理されておるのでは、市民の方々は健全財政の確保というのに対して理解ができないのではないかと思います。いかがでしょうか。

今井委員

関連して、今の計画策定。議会へはどこまで進んでおるんですか？ 議会への対応はどこまで進んでおるんですか。議会の先はいけやんと思うんですけどね。

村澤会長

それでは、どなたかお願いします。

<事務局>

まず議会のほうですけども、議会のほうは総合計画調査研究特別委員会という、特別な委員会を設置していただきまして、いろいろと議論をいただいています。それで、一応、今、構想、それから基本計画についても、この審議会と同じようにご意見をいただいたところでございます。

ただこの財政の内容につきましては、やはり全体をまとめた内容でご了解をいただければなと……。

今井委員

いや、20年度の計画について、議会とは予算の協議に入っておるの？

<事務局>

はい。予算については、まだ議会には何もお示しをしておりません。これからでございます。

<事務局>

それと先ほど言いました、まずちょっと5カ年をまとめて、この前期の計画で提示をしておるんですけども、これにつきましては、検討の中では年次年次、想定をして検討はしておりますが、ただ毎年毎年予算編成につきましては、そのときの状況によって大きく変わってまいります。たとえば、最終処分場などの建設に入りますと、その年度はポコッと予算が増えるというようなことも考えられますので、あくまでも目安としてこちらでつくっておきまして、それをあえて計画の中へ、普通は一般的には出していないというのが一般的なやり方でございます。

それから特例債でございますが、これにつきましては、実質公債費比率等の方法も考えて合併後10年間でございますが、500億程度を最大限にしようかなという視点は出しております。そうすると前期の中でその見通しも考えながら240億というようなことで考えていまして、主な活用につきましては、まずは安全安心対策として耐震化です。それとか最終処分場、斎場。それから総合的な体育施設、そういったところを主な活用に考えていますが、これも予算編成の中で、毎年毎年対応をしていくということになります。

今井委員

ひとつすみませんが、特例債。私ら合併の協議の段階では、717億から720億が大体、この新津市の合併に対する財政の総額ということで説明を受けたんですが。正確に新津市が最大限受けるとしたら、どのぐらいの額になってくるのか。国への前期5年のいわゆる国への認可、あるいは後期5年も含めて10年間の。今10年全部策定しなくてはならないのかな。全部しなくていいのではないかと思うんですが、その点もちょっとしておきたいと思います。なぜ500億かということもちょっと。

村澤会長

併せて、説明いただきたいと思います。

<事務局>

財政課です。合併特例債の総額ですが、当初、700数十億円ということで合併協議の段階ぐらいにはそう試算を取りましたが、最終的にはたしか672億円。細かく

言いますと、それぐらいのレベルが新津市の最大限マックスというふうになっております。

「なぜ、670億円が500億円なの？」という話ですが、こちらは一応、私どものほうもシミュレーションをしまして670億円有利な起債ですので借りたいのは借りたいんですが、ご存じの通り、7割は交付税算入、3割が市の一般財源の持ち出しということで、それを計算していきますと、670億円ですけれども使い切りますと、もう公債費負担比率が20%を超えてしまうということで、要は公債費の発行が制限される段階に陥るといような状況がございまして、使いたくとも使えない。あるいは使うと公債費ばかりの支払いがツケが回ってまいりまして、一般的な一般の住民サービスに支障をきたすということで、そういう範囲からギリギリの線で500億円であれば何とか国からの制限を受けられず、自分たちの私どもの考えの中で起債が、借りられる。国から制限を受けなくても津市の意志で借り入れができる範囲がギリギリ18%でしたので、それを目途に借り入れができる範囲というのを試算しますと、今のところ現在の試算では500億円がギリギリというところで、一応500億という数字を出させていただいております。

今井委員

確かに30%、3割は返さんならんわけです。しかし、私は起債の比率ばかりではいかんと思うんです。起債の比率ばかりではなしに、起債の内容によると思うんです。どのような起債を、どのような市が借金をしておるか、借金の内容によると思うんです。償還もあれば、効率的な起債もあるわけです。特にこれは合併に対する給の部分で特例債というものを法律に基づいてあるわけですけれども、やはり、自主財源がなかったら、いわゆる起債をしていかなきゃならん。

確かに市そのものが自主財源を確保することも、それは努力も必要ですけれども、これから執行部と議会が十分検討してもらいたいと思うんですが、やはり、市の発展とそして財政の計画と、財政のいわゆる起債を中心にした計画とが、私はある程度、少々の無理はしていかなければ、発展にはつながらないだろうと。私はやはりこういった広い面積を有した市なんかは、ある程度ギリギリと言われたけれども、その点の見極めというものはお願いしたいなと。

もう一つは起債の内容、私は%、18%、20%と言いますが、やはり起債の内容による。それでも洗い直しをしてもらいたいと思うんですが、一つよろしくお願いしたいと思います。

村澤会長

はい。関連してですか。簡潔にお願いいたします。

岡野委員

今、おっしゃっている、全くその通りでございますけれども、公債費推移ですよ。そういった事業の年度事業に関して、5カ年のここに歳入歳出がございまして、これはいろいろ今までの事業が出ております。この計画の中身はですね。あれもこれもいっぱいあるわけですが、5カ年の目標設定値に対してこういうことを実行するのに何を優先付けてやるのかですね。その優先度の考え方が一つ出てきようかと思いますが、優先度は何をベースにどう考えられているのかね。この財政をやる上で何に使

っていくのか、優先順位ですね。どう考えているのか。そういった意味でのところも大まかな考え方はあるのかないのか。現状、ないならないでよろしいですけども、これからの問題が非常に多いと思います。

そういったところで、非常に合併の前にもいろいろ各市町村から出ていた問題もあるわけですけども。それから一つケアしておかなきゃいかんというのは、当初予算でことを通過させて、補正予算で財政破たんがどこかの市は起こりましたので、そういうことのないような歯止めはどうするのかですね。自分たちの評価を十分にしていくなきゃあろうかと思うのですが、いかがでしょうか？

村澤会長

それではまとめて、事業を幾つか、この計画で立ち上げているわけですけど、そういったものにどうやって対応していくのか、もし計画があるならばご説明いただいて、財政見通しの話はそこまでにしたいと思いますけれど、よろしく願いいたします。

<事務局>

まず、財源の使い方ですが、ほとんどは経常的な経費ということになります。福祉の関係ですとか、人件費とか、施設の管理経費、残った所が投資的に使える、この総合計画で位置付けるような業務の費用になるわけですけど、大きな考え方としては、一つは安全、安心。これは先ほど言いました、耐震化の事業ですとか、そういった地震への対策とか、そういったところ。

それから、それ以外につきましては、ここで重点プログラムとして位置付けておりますように、「選択と集中」をして、事業の見解を図っていくということになりますし、合併協議の中で、新市に引き継がれました20事業、これについてもその事業の、それぞれの考え方を整理しながら取り組んでいくというようなことになると思います。そういうことで、この投資的経費については、厳しいながらも、その額の使い方というのは、先ほど申しましたような方法で、考えていくということでございます。

村澤会長

また財政については、委員の方々もいろいろご意見をお持ちになられると思うのですが、今、説明されたようなことを念頭に置いて、計画の実現を見守っていくということで、お願いしたいですけど、よろしいですか？

(「はい」の声あり)

それで、第4章まで終わったのですが、第5章の「計画を推進するために」という、またちょっと議論があるかなと思うのですが、ちょっと予定より時間が遅れております。関係する部長の方々にも長時間ご出席いただいて、いろいろコメントをいただいたんですけども、どうしてもご用のある部長の方もおられますから、ここで休憩したいと思います。

吉田委員

戻らせてすみませんけど、ちょっと私の関連する所で、第2章なんですけど意見を2、3分で。

えらい申し訳ありません。今月の安心安全の分科会、私は所属しているわけですが、ちょっと忙しかったものですから、欠席させていただいたんですが。きのうちょっと厚い計画試案を見まして、第2章の所でございます。70ページです。目標という所で、「乳がん検診の受診率」というのがポコッと出てまいります。それで、がんに関する記載がどこにあるかと思って見ていましたら、88ページの所に出てくるんですね。上から丸が四つ目に「がん検診等への市民ニーズが高く……」、ですからこの目標値というのは、地域医療体制の充実ではなくて、福祉の所ですか。ですから、92ページと93ページの所へ移行してもらったほうがいいのでは。

それで、「がん検診等への市民……」この文章ですけれども、「疾病の予防や早期発見による医療費の抑制効果も認められるため、医療の一部負担していますが、受診者数の増加に伴う経費増大が懸念されます」と書いてあるんですけど。確かに経費は懸念されるかもわかりませんが、こういう所には、やはりこういう文章ではなくて、受診率の向上に努めるというような文章にあらためていただいたほうがいいかなと思います。

それから、隣の89ページですが、制度が変わって特定健診・特定保健指導というのが今年から始まるわけですが、これは疾病の予防及び早期発見というよりも、メタボリックシンドロームの早期発見でございますので、この疾病というのは、本当は適当でないので、メタボのほうが適当かなと思います。

それから93ページに目標値が10%、減少率10%と書いてあるわけですが、これは政府が、厚生労働省が目標値を決めておりますので、ちょっと私は何%でしたかちょっと覚えていませんけれど、それは数字が一致していないとまずいかなと思います。

それから移してほしいといった、がん検診の受診率でございますけれども、16.4%と今なっておりますけれども、これはマンモグラフィの受診者の率か、あるいはプラス、エコーですね。超音波を受けた人の合計の率かということがちょっと。マンモグラフィだけの数字かというところを、ちょっとお聞きしたいなと思います。以上です。

村澤会長

関係する部署は、健康福祉部、お願いいたします。

<事務局>

まず先に、がん検診の受診率の関係ですが、今回資料が一番最後にいっているわけなんですけれど、がん検診の受診の関係の記述が、先ほどの国民健康保険の前に、ページで言いますと、65ページの「健康づくりの推進」という項目がありまして、これの(1)番の「各種検診時業の推進」という項目で「健康診断、胃がん、肺がん、大腸がん、子宮がん、乳がん等のがん検診受診率を向上させるために、PRの充実や受診機関の拡大に努めます」という記述をしておりまして、これの受け手の資料が、70ページに挙がっていたという、ちょっと後ろに固まってしまって、見分けがつかなかった点もあるかもしれませんが、先ほど説明した文言を見ての指標が受診率ということでございます。

村澤会長

それではこの位置でよろしいですか。

吉田委員

この位置でいいです。

それで、%はどういう意味ですか？

<事務局>

健康福祉部長です。受診率16.4、これはがん検診の受診率は非常に把握がしにくいのも、十分ご承知と思います。これはいろいろな所で受けられますよね。会社に行ってみる方は、会社の間人ドッグを受けたり、いろいろされますので把握がしにくいのですが。これは津市で使っておる健診の率、16.4%が今乳がんの健診を受けている。今、若い方の乳がんが非常に増えてきておりまして、ここに一番力を入れようというのが、厚生労働省の考え方で、我々としては幾つかのがん検診がある中で、乳がん検診を代表としてとらえて、目標を持って数値を上げていこうと。これも議会のほうで女性の議員の方から「こんな低い」18というのがあったのです。あまりにも低すぎるので「目標を高く持って普及していきなさい」と。こういうことがありまして変更させていただきました。

それでは他に、今回、国民健康保険のところ、がん健診等へのいろいろな事業が重なっているというようなことが書いてあります。これは国保事業の中での表現でして、がん健診は、健康増進法に基づく新事業でございます。今まで国保が援助してきたのですが、これも健康づくりというのは各保健者がそれぞれ努める部分というものもある中で、どのように援助していったらいいかという部分、これは課題の所で一応、挙げさせていただいておりまして、そうご理解をいただきたいと思っております。

吉田委員

やっぱり、しかし、「受診率の向上に努める」という文章はどこに出てきますか。そうしたら。

<事務局>

言いましたように、一番の65ページに……。

吉田委員

そんなに戻るんですね。。

<事務局>

それは、向上を高めていくというのはもちろんのことで、トータル一番頭の所で言っております。それから、メタボの率の20年度の数値、24年度に10%減らしていくというのは、それぞれ厚生労働省のほうの指導がありまして、でないとも補助金を減らすよとか、いろいろございますので、その目標に沿ってやっていきたいということです。

吉田委員

その文章ですね。「疾病の予防及び、早期発見に努める」というのは、疾病とか本当はメタボリックシンドロームの検査なので、ちょっと文章としては、まずいかもわからんな。89ページ。

<事務局>

すみません。病気の予防と早期発見という意味合いですので、少しまた調整させて

いただいて。メタボだけに限らずということになりますので。

ちょっとまた後で、文章のできた後に修正させていただきます。

吉田委員

それでは、ちょっとお礼だけいっておきます。68ページの救急医療体制の所で、
の所で、「市民の医療体制に対する啓発活動の推進」という所がございますけれども、これはちょっと言っていただいて、大変ありがたかったと思いますので、お礼を述べさせていただきます。

村澤会長

よろしいですか。またさっきの修正箇所があれば、質問あれば、おっしゃっていただいて修正したいと思います。

それでは、先ほどお話ししましたように、第4章まで一応、議論したということで、ここで休憩したいと思います。それで、先ほど申しましたけれども、関係部長のほうで退席される方も何人かおられます。あと、第5章については「計画の推進のため」ということで、また議論をしていただくわけですが、これはどちらかというとな全体の流れを見て、どういう具合にするかということをお話し合うということで、議論したいと思います。

それでは、ここで10分ほど休憩させていただきます。もし関係部長の方で、来ていただいて、またここに出ていただくことができるのであれば、ご出席を続けていただきたいと思います。それでは休憩しましょう。

(休憩)

村澤会長

それでは、再開したいと思いますから、席のほうへお願いしたいと思います。どうも最後の最後まで、長時間ご参加いただきましてありがとうございます。

それでは「第5章 計画を推進するために」というところです。これはどうでしょうか。

一括して、行きましょうか。それでは236ページ、「第5章 計画を推進するために」ということですね。何かこの4ページ、推進のために、ご意見なり、ご質問があればお出しいただきたいですけど。

はい、それでは杉田委員、お願いいたします。

杉田委員

実はきのう、うちへ電話がかかってきて、NTTさんが光ケーブルをテレビにつなげてくれと、こういうお話がございました。うちはケーブルテレビに入っておりまして、そのケーブルテレビには津市のいわゆるコミュニティ番組とか、そういう地域放送が入るわけです。ところがNTTさんへつないでやると、それが入らないんですね。そういった意味合いでは、なんとかそういう、どの通信網を使っても地域の地域番組が、せっかくつくってもらっているのを入れられるようにならんもんなんかと、このように思うわけです。

そうすると、インターネットはいわゆる光ケーブルで、片一方はケーブルテレビと。二つの会社をまたいでいかないかん。この辺の所は行政さんのほうも、なんとかそう

いう企業さんと連携をしながらコミュニティ情報を届けられるような方法がないのかなと。そのように考えたんですけれど。

村澤会長

結構なご意見なんですけども、私もその違いについてもよくわかつとるんですけれど。市のほうで何かわかっていれば、説明していただければと思います。

<事務局>

すいません。たしかケーブルテレビにつきましては、行政情報チャンネルということで、市の情報を流させてもらっておるんですが、これが光ケーブルになりますと、その放送がとれないということになります。これについては、市の行政ニュースについてはホームページの中でファイル化して見られるようにと、一部やっておりますけれど、まだまだ全体の番組まで、それでとなると、これは能力的にたぶん難しい所があるようです。

ケーブルテレビというのは、あくまで民間ベースでやっていただいておりますので、その番組をNTTが拾ってもらって流せるかどうかという、その辺はまだちょっと、これからの協議を入れないと、はっきりしたことが言えないですけれど、そういう働きかけは、担当からしていく必要があるかなと、そういうふうには思います。

村澤会長

わかりました。PR活動も、この計画の中でいろいろ議論をしていただきましたけれども、そういうものを積極的に使うような対応をしていかなければならないですね。

ほかに何か、推進のために、この際、議論したり、あるいは記述しておく必要があるような項目があれば、お出しいただきたいと思います。

はい、岡野委員お願いします。

岡野委員

3点ほどあるんですが。一つは237ページの「行政経営システムの構築」とあります。ここにいろいろ書かれている、修正部門を折り込んで、フィロソフィーというか、考え方は見方も含めまして、私はこの通りだと思いますけれども。先ほどの財政の見通しの基本的な考え方等でいろいろなお話でしたが、20年度に3月末でしょうか、先ほどの話ですけれど、出される「財政健全化計画」これは何年か先まででございましょうか？

普通、一般企業ですと10カ年の総合計画とか、5カ年計画とか、大きな計画に基づいて収入支出といったのが、定期的なもの、臨時的にできるものを比較しまして、定常的なものなものと。いろいろな形で経営見通しを立てるわけですが、非常にその辺りが、どう……、ここに書いてある「行政運営の仕組みへの転換を図るため」あるいは、「新しい公共経営の考え方のもと」「経営マネジメント」とか、いろいろな美しい言葉が並んでいます。あるいは一番下には「本市のポテンシャルを高めるとともに」、そういったことを考え方が当面の経営施策なのか、将来、これは10年も先ですけれども、これは5カ年計画になっていますが。そういった歳入と歳出をきちんといかなくともですね、おおよその見通しが、そういうことで立てられていくのかというのが一つあります。

それから、行政評価のほうですが、評価もいいですか？

村澤会長

ええ。併せていいでしょう。

岡野委員

ベンチマークですね。行政評価でもいろいろな数字がある、ベンチマーク的なもの
の見方をどう考えられているのか、取り組んでおられるのかですね、そういったところ。
それから、外部による審査が、審査といいますか評価がなされていくのか。考えられ
ているのか。たとえば、ISOの認証システムの取り入れなんかはやられないのか、
やっていこうと気構えがあるのかですね。そういったことを、考え方としてご確認さ
せていただきたいなど。

それから、もう一つは医療の現場では、先生いらっしゃいますけれど、インフォ
ームドコンセントということがなされていますが。今回の内容でも、これが非常に不足
しているといいたいまいしょうか、最後に解説書は付いているものの、全く今、言いました
ような意味の中身では、読んで理解はできるんですけども、じゃあ何なのと。その深
みに対する内容が添付されていませんね。計画を推進するためにいろいろ書いておら
れますけれども、中身がよくわからない、想像でしかわからないですね、それぞれの
立場で。そういったことで私はこれらに関しては、住民に対するわかりやすい説明が
最大のサービスだと思います。インフォームドコンセントを、もっと重要視するべき
ではないかという気がします。以上です。

この3つです。よろしく願いいたします。

村澤会長

見通しと、評価、それから市民への説明ですね。こういったことについて、どなた
が説明していただけますか？

<事務局>

見通しについてですが、一応10年間を想定いたしまして計画をしております。経
常的な部分と臨時的な経費、予算が分けられるということですが、行政の考え方は経
常的な経費といえますと、人件費や公債費や扶助費や。そういった物経費の中で、物
経費、いろいろものを買う経費ですが、通常事務に使うようなものを経常と見なし、
それ以外単発で出るものが臨時という形ですが、それとあと臨時的な大きなものにつ
いては、そういう投資的な事業。先ほど話題になりました、合併特例債債でどんな事
業をするんやというものは、私ども行政側の経費の区分によりますと、それは臨時経
費にあたります。

そういうような区分をつくりまして、10年間を想定した財政フレームといいた
すが、フレームをおつくりさせていただいて、今回の第4章に載っておる大まかな5年
間スパンで出させていただいている、内部事情におきましては、各年度ごとにある程
度試算をさせていただいておるのですが。これは事業のその年、その年の歳入状況に
よっては、後年度へずらさせていただく場合もありますし、前年度へ前倒しさせてい
ただく場合もありますもので、こういう表現になっておりますが。10年スパンで、
各年度ごとに財政の計画はつくらせていただいております。

<事務局>

行政経営課でございます。行政評価にかかわりまして、修正案にもございますけれども、行政評価の中で私たちが考えておりますのは、一つは今、ありましたけれど、重点プログラムに対する政策評価。それと事業を対象とする事務事業評価。それから少し内部面のマネジメントをする行政評価です。この三つを考えております。年間を通してのスケジュール等々はここに書いておりませんが、年度当初の4月の、そういう内容を一般に公表して、それで当然、中間期には、またその内部的なものについて3月末等々には達成化を導入していく。まずそこから始めていきたいと考えております。

それから外部の監査についての考え方ですけれども、ちょっと意見の中で答えさせていただきましてけれども、そのすべて第三者機関云々ということではございませんけれども、当然市としては、一つ今の重点プログラムの中でも「げんきづくりプログラム」これを市民も参画した投票型の評価。これをまず念頭に置いて考えておまして、具体的に、今、申されましたISO等々も、これについては今、今後の検討課題とさせていただいておるところでございます。

それからインフォームドコンセント、まあわかりやすくということですので、内容的に現在は文章だけですけれども、この中である程度、図等も含めまして、よりわかりやすい形での、形はこの計画を製本したときには、やっていきたいと考えております。以上でございます。

村澤会長

はい、関連していますか。別の質問ですか。
では、お願いします。

岡野委員

すみません。いずれにしても、今おっしゃられた10年の財政の見通しで、どう言うんでしょうかね。財政がこんなに厳しいんですよという、一般市民、私たちも含めまして、今のままではどのくらい厳しいかという厳しさが、よくわかりませんね。厳しい、厳しいと言われているんですけど。年間の900億のベースが、もう既に実績が出てはおるでしょうですけども、その厳しさが将来どうなっていくのかという見通しについては、ある程度の、表現内容は別にしまして、わかるような、わかりやすいことが皆さんにとっては「ああ、厳しいんだな」と。そういう台所の事情をきちんと説明することによって、市民の方々は厳しさが理解できるのかなという気がするんです。

だから、もしお手元の中でつくられているということで資料があるのであれば、いろいろな形でご説明を、できれば、折り込んでいただきたいなと思います。

それから関連ですけども、これからやっていく中で、今まで計画を推進するために「輝きプロジェクト」とか、「元気な人づくりプログラム」とか、いろいろあるんですが、各支所は前回からも出ていますが、新しい方々で顔見知りの人がないというようなふうに私も感じております。その方々が、「輝きプロジェクト」とかみんなやるわけですね、各支所の方々が。支所の方々が、地域を知らないままでということに参入、これから人事問題がいろいろあるでしょうけど、それはぜひ、人事面ではよく知った人が、地域を知った人が参画しないことには意味がないのではないかな。

効率が悪いと思いますので、その辺りをよろしく願います。

阿部委員

関連して。

時間がないので申し訳ないですが、何回か言っていることで、今の話と関係するんですが、ここで、「一人当たり7万円で、全部でなんぼ借金がありますよ」といった場合に、「なぜ、こうなったのか」という内情を言ってもらわないと、信用がないんじゃないか。

それからもう一つ、一般市民の方が合併前よりもいろいろなサービスが明らかに低下していると。今まであった金はどこへいったんだろうという素朴な質問。そういうような疑問に対して、やはり説明責任があるんじゃないかなという気がするんですが。これは前から何回も言っていて、その返答というのがいまだにいただいていないので、最後だからお尋ねしたい。

それからもう一つごめんなさい。6ページ、7ページの所です。「循環型社会の形成」は非常に結構なんですけど、僕は「3R思想」というのがありますね。「3R思想」と省エネ用の車とか、それから地デジ、関連性はどうかかなと。先ほどもテレビの廃棄問題が出ていましたけれども、「地デジでやると便利ですよ、電気代も減りますよ」ということ、それから「車を省エネで買うとエネルギーが少なくて済みますよ」と。使ったものはどこへ行くの？ 結局、大事なのはライフコストだと思う。ライフコストの話は言われてはいるんだけど、だいたいこういうのは途中で消えていくんですね。これはやっぱり企業家と政財界との関係で、消さざるを得ないのかなと思っているのですが。そういう基本的なことを、部長さんがいないのであれですが、市のほうではどういうふうにお考えか。

一つは赤字になった理由を説明する気があるのか、ないのかということ。それから、もう一つは、「3R思想」というのをいったいどうお考えになっているのか、教えてもらいたい。

村澤会長

幾つかお二人からご質問、ご意見、いろいろな形の話が出ているのですが、参事のほうから、答えられる部分は答えていただいて。また、どうしても検討するということであれば、それ以外に返答していただいて、後日していただくのも一つの方法です。

阿部委員

ああ、後日に返事ください。

<事務局>

財政の関係ですけれども、大きくは経常的な経費で、吸収になって自由に使えるはずのお金が回らないというような場がある状況ですが。それが、そうすると何が一番問題になるのかというのは、一つはやっぱりまず負債、借金ですね。だからなぜ、これが合併以前に、この3年間ぐらいでもうかなりの起債がされていまして、それが合併後、明るみに出て来たという。幾つかの建設はされていますが、建設するときにはあまり金がかからないんですね。補助金もありますし、起債で借りますので、実際にあまり金は要らない。ただ、できてからが借金を返済せんならんし、建物を維持しなければならぬ。そこへ職員も入ってと。いろいろそういうのが出てきていますので、

その辺が非常に厳しい状況になってきておるということだと思います。

大系を見ていますと、やっぱり人件費も多いですし、それから借金も多い。それから、施設を管理するための管理的な経費も多い。その辺が一番大きな、こういうような厳しい状況のもとになっているというふうに思います。

これが、借金を抑えていけば向上するのですが、それはそれでやはり必要な事業はやっていかなければならない。活性化していくための事業をやっていかなければならないということで、そのバランスを考えながら、財政運営をやっていくんだということでございます。

今井委員

今、「計画を推進するために」という項に入っていますので、これはお願いにもなると思うんですけども、これだけの計画効果が出て、10年間の、いわゆる新津市の指針が決まった。その計画に基づいて、それからこれから推進していくかっていうときに、厳しい、厳しい、厳しいって、頭から泣いておってはこれは推進にならないんです。特に、市長をはじめ議会執行部、政治に携わっておる人が、頭から泣いてかかっておっては、それは市民がたまったもんやない。だから、それは健全にいかねばいけぬというんですが。やはり、計画が決まったら自信を持ってやっていってもらわぬことには。「厳しい、厳しい」って、まあどこへも、「津市はこうなるんや」っていうのを1回、その先頭に立ってもらって、夢を与えるような、あるいは希望の持てるような行政をやってもらわなければ。計画を立ててから泣いてばかりでは、これは何ともならないと思いますので、その点、市長にもよう言うておいてください。

<事務局>

厳しいと言うばかりで申し訳ないのですが、一応、計画を作った以上は、これは実行しなければいけない計画として考えていますので、やっぱりそれなりの予算としてちゃんとしていただいて、市長もそのつもりで頑張っていくということです。その辺は伝えていきたいと思っています。

内山委員

一点だけ、すいません。237ページですが、これの「(4)健全な財政運営の推進」、その丸ポツの四つ目に、公共工事との実施についての記述があります。この中で事業コストの縮減ということが、まあさんざん書かれておるわけですが、これはこれで誠に結構なことと思いますが、併せて、公共事業の品質の確保、行政水準の確保といえますか事業効果の発揮をきちっとできるような工事をやっていただくという。そういった前向きの記述も、一言、二言、書いていいのではないかと思いますので、いかがかと思ひましてちょっと提案させていただきます。

村澤会長

そうですね。その辺の記述を少し工夫していただいたらどうでしょうか。

<事務局>

貴重なご意見をいただきましたので、そういう意味で検討したいと思います。

村澤会長

はい、どうぞ。

濱野委員

238ページに、「亀山市はじめ、松阪市、伊勢市等」と書いてありますけど、「はじめ」と書いたり「等」と書いてあるわけですけど、鈴鹿も書いておらんとあかんの違うかな。鈴鹿も入れないと悪いかなと思うんですが。

<事務局>

ここに具体的に名前を挙げていますのは、すでに連携の話を進めている所で、了解をいただけるところの名前を挙げさせてもらいました。鈴鹿はまだ具体的な話をしておりませんので、まだ「等」ということです。

村澤会長

はい、それでは柏木委員。柏木委員のほうからお願いします。

柏木委員

時間も押しているのにすいません、一つだけお願いします。236ページの(1)ですね。「簡素で効率的な事務事業の推進」の所ですが、よくわかります。これは協働でやっていくんだということを書いているとありますが。併せて172ページの所で協働とか、今後の計画を推進する市民とのコラボレーションは避けられない、すべきことだと思っております。の所に、「市民のまちづくり活動への参画や、市民と行政の協働について学び、意識を高めるために、市民と行政職員相互の研修・講演会を開催します」。まだまだ行政の側にも、市民と一緒に計画を推進する意識が欠けているんじゃないかなと思う部分があったものですから、ちょっと指摘をさせていただいて、私の意見を申し述べたいと思います。

私でしたら、「社会経済情勢の変化等も踏まえ、市民ニーズ等を把握しつつ、公共サービスの提供方法や、行政としての関与の在り方、実施意義などを踏まえて」、「22年度の効率的な」という文言になるのではないかなと思うのですが、やはり協働意識の欠如かなというふうに私は読めてしまいました。

インフォームドコンセントの話もありましたが、きちっと説明していくことが大事ですが、その前に患者なり市民の意見をしっかり聞くことが大事。ニーズを把握することが大事ではないかと思っておりますので、この文言の訂正ができるものでしたらお願いしたいというのと、この4月から組織改正があると聞いていますので、「広報、公聴」という言い方を、ここにも書いてあるのですが、「公聴・広報」というふうには変えられないものだろうかとか、かねがね思っておりました。三重県はもう既に「公聴・広報」というようなことで、『県政だより』にもしっかり書いておりますので、意識を変えていただくために、また、その変えていただくという意味で、その文言の記述。あるいは「公聴・広報」という言い方に今後、変えていただけたらと思います。ので、ご意見をいただけたらと思います。

村澤会長

はい。その点についていかがですか？

<事務局>

2点いただきました、表現のですね、協働の考え方ですが、この文案については、検討させていただきたいと思っております。それと、「広報と公聴」ですが、基本的にはまあ、どちらが先かという部分もありますので、この内容につきましては、どういうふうに扱うかはまた検討させていただきたいと思っております。

柏木委員

はい、お願いします。

村澤会長

それでよろしいですか？ ぜひ、検討していただきたいと思います。

第5章については、今後いろいろな問題もあるので……。よろしいですか？ ほかに何か。この際、言っておかなきゃというご意見があればと思いますけど。

生川委員

ちょっと簡単なことなんですけど、気の付いたこと。私どもは、審議会の委員を仰せつかったときに、文章がね。私、いろんな所から、国からももらっているのですが、「委嘱します」となっています。ここだけ「委嘱する」、津市だけ、委嘱状。それは最初にも指摘をしたのですが、それがずっと変わらないんですよ。津市だけ、津市だけです。県からも国からも、みんないただいている委嘱状は、私に対しては「委嘱します」となっています。

それから、もうずっと前の話ですけど、今、この書類はA4で配付されていますからいいのですが、A4になるまでの津市の長かったこと。B5からA4に変わるまでがね。すべてそういうことで、これで新しく市になってから3年ですが、これがずっと続いていくということになると、これは県下の県都ですから恥やと思います。そういう簡単なことですがけれども、ちょっと気をつけていただけませんか、と思います。

村澤会長

こちら辺の所は、今後、他のそういう書類との関係もあると思いますから、市のほうで検討していただくということで。

大田委員

ちょっと質問なんですけど、240ページの表の一番下の「行財政改革の効果」とありますね。それで、右のほうに「55億」。括弧で「3年間の累積」って、ちょっと意味が読み取れない部分がありますので、ちょっとご説明願えないでしょうか？

<事務局>

この総合計画とは別に、行財政改革大綱というのを、昨年の3月に策定をしております。その中で、3年間の実施計画をつくっております。19年度、20年度、21年度。この3年間における行財政効果、財政の削減効果が、3年間で55億円という計画をしておりますので、それをここに羅列していただいております。これはあくまで効果でございますので、サイクルの増につながるもの、歳出を抑えたもの、両方を足しまして55億円の効果がある。これが計画の要求値になっておる。以上です。

村澤会長

はい。歳入のほうはだいぶ厳しいということで、お話がだいぶ続いたわけですがけれども、やはり明るい未来を持って進むという意味では、いろんな方がおっしゃるように、やはりこの計画を実現するために、ぜひ頑張ってくださいと思います。

第5章の「計画を推進するため」ということはここまでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

それでは、これで一応、全部審議をしていただいたのですが、全体を通して、この際という、何かご意見があれば、一言お出しいただければと思います。

吉田委員

この計画のですね、検証期間はどのなんでしょう。

村澤会長

それがですね、後で議論をしたことということですね。一応、この計画案については、年末の構想試案と、きょう一応、ご了解いただきました計画試案。この二つで、この審議会の審議は終了するわけです。今後、全体を通して、今、吉田委員からもちよっとご意見が出ておりますが、ほかの委員からも類似の、今後どのようにこの計画の状況を見ていくといったらおかしいけども、チェック機能というわけじゃないですが、そういった組織的な対応というのは、どうなっておるのかということなんですね。

それで、きょうここでお配りさせていただきましたのは、杉田委員が、はたして何らかの対応が必要ではないかということで、今後、この計画の進捗状況とか、あるいは一般市民へのPRとか、そういった部分も含めて、せっかく2年近く審議してきたわけですから、この計画については一番よく理解しておる立場の委員の方々ですから。何らかの形で、今後、この総合計画の進捗状況などに携わるような組織をつくっていったらどうかと、そういうような趣旨の内容をまとめていただいております。

この趣意書については、きょう初めて私も読ませていただくわけですが、何か杉田委員のお話によると、きょうちょっと杉田委員は急用ができて退席されておりますが、おっしゃっていただけることは、各委員、何人かの方に同じようなご意見をお持ちの方が多数いられると。だから、やはり今後、この総合計画の推進にあたって、何らかの形で対応していくような、対応というか、まあ源というかね。何か、「はい、これで終わり」というのではなくて、この計画の推進が、進捗がどのようにしていくのかといったことをサポートするような組織をつくってもらえないかという、そういうようなご意向を、杉田委員から、1週間ほど前に私は受けたわけです。

それで、その件について、先ほど吉田委員のほうからも出ておりましたが、検証も含めて、どのように今後、これを対応していくのかということ、市のほうに意見を求めました。そのことについて、少し市のほうでどういう具合に今後、対応していくのかということ、参事のほうから少し説明していただきたいと思うのですが。よろしいですか？

<事務局>

すいません。総合計画、これが3月の議会に提案しまして、まとまりますと、いよいよ4月からスタートということになります。吉田委員からもいただきました、これをどう今後見ていくんやということですが、もちろん議会でも、これについてはチェックをいただきますし、やはり市民レベルでも、これについては進行管理、評価、あるいは次の改訂に向けての作業。そんな所を進めていく必要があるかなと思っております。

これも今、まだ具体的にしておりませんが、今の進め方としましては、既に12月に津市まちづくり市民委員会というのを市民の皆さん、それから有識者の皆さんで立

ち上げてもらいました。これは、今、進めております作業は、参加と協働ですとか、行政、市民、議会、これの在り方、義務。そういった所をきちっと整理をしていこうということで、自治基本条例の策定に向けた、今、専門的な研究をやっていただいています。そういうことで、この総合計画にありますような地域自治の仕組みをどうするとか、そんな所まで踏み込んで、これから議論が進められます。

まずはこの審議会で、そういった参加と協働の仕組み、行政と市民の在り方、そういう所のルール、方策をしっかり固めていただいて、予定としてはこれを20年度中にまとめたいと思っています。

この総合計画の進行管理、評価については、これは今、予算の調整を、今やっておりまして、3月議会にかけていきますが、まずは初年度、実行をしていきたいと思っています。これの結果を見ながら、改めて点検評価を市民の皆さんでお願いをしていきたいと思っています。これについては、今、進めています市民委員会、これを新たな形でまた立ち上げたいなと思っています。21年度に新たに立ち上げて、そこで総合計画の進行管理ですとか、次の改訂に向けてのいろいろな取り組みを、市民の皆さんと一緒にやればなど、そういうふうに思っております。そういうことで、まずはこの委員会で、まずそういったルール、協働の仕組みといったものを、20年度中にやっていきたいと思っております。

村澤会長

そのような対応を、今後していくということで、今、説明していただいたのですが。またその辺についても、ご意見があれば、お話なり、あるいは市のほうに意見を出していただいたら、また対応できるような組織を考えられたら、つくっていききたいと思っております。

それで、一応、きょう全体会議としては、これでこの総合計画の審議をもって終わりということになるわけです。きょう幾つか修正箇所、あるいは少しまた検討するという箇所が出ております。そういったことも含めて、最終的にこれを市長に答申することになるわけです。その取り扱いについて、市のお考えをちょっと説明していただきたいと思います。

<事務局>

すいません。それでは、いろいろご意見もいただきまして、そのようなものを見直した上で、最終的には答申ということになってまいります。この答申の取りまとめについて、少しご提案をさせていただきたいと思います。まず本日、前期基本計画試案のこの審議を終えていただいたということでございますので、この審議会の答申として、今後取りまとめをお願いをしたいと思っています。

その段取りとしましてですが、一つこちらの提案でございますが、委員の皆さまの内から、これまでの審議経過を踏まえ、少し人数、代表として出していただいて、この取りまとめをお願いをしていただければと思っています。例えば、会長、副会長様、それから三つの分科会でお世話をいただきましたので、その分科会の会長さん、合わせて5名の方で、今後、1回や2回ずっと答申の案について見ていただきまして、その整理をしていただいた上で、皆さんに送付をし、確認を取った上で答申ということで整理をしていただければと考えております。

なお、答申について、こちらでちょっと日程を組ませてもらってまして申し訳ないのですが、今の予定で行きますと、2月12日、火曜日でございますが、午前11時からこの本庁舎4階の庁議室、ここで市長への答申をお願いをしたいなと思っております。そういうことで、この答申の取りまとめについて、代表の方でお世話いただければ、こういう提案をさせていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

村澤会長

今、説明していただきましたように、きょうまだ幾つか修正もあるし、また、体裁とかそういったことを整える、最後の仕上げなのですが、非常に事務的な部分が多いわけですね。議論することはほとんどないのですが、最終の冊子に仕上げるということで、今、説明がありましたが、形で、できたら何人かの方にご協力をいただくということなんです。皆さんお忙しいので、またぜひということにはいかないと思っておりますので、できたら三つの分科会の部会長さんをお願いしたらどうかなということなんです。

あるいは、もう少し分科会の意見を反映するとなれば、副会長、あるいは書記の方ですか、お二人ということも考えられるのですが、だいぶ事務的な仕事ですもので、多くの方にご負担をかけるのも気の毒かなと思っておりますので、部長、各三つの分科会の部会長さんをお願いしたいなと思うのですが、どうでしょう。

(「異議なし」の声あり)

村澤会長

それでは、ちょっと後で残ってもらって、日程調整をしたいと思っておりますので、申し訳ございませんけれども、部会長さん、お残りいただきたいと思っております。

以上で、きょう用意しました、あるいは今回、ずっと2年近く審議会をやってきたわけですが、それでは、実質的にはこれで一応、議論は終了ということで、どうも長い間ありがとうございました。

- 終了 午後5時00分 -